

令和2年7月3日

保護者の皆様へ

ひたちなか市幼児保育課

新型コロナウイルス感染拡大防止に係る登園自粛に伴う保育料の日割りについて

日頃より保育行政につきましてご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市では市内保育所を利用する保護者の皆様に対して、令和2年4月24日から令和2年5月17日までの期間において、保育所の登園自粛のご協力をお願いしたところですが、自粛要請期間における欠席については、該当月の保育料を下記により日割りすることとしましたのでご案内いたします。

記

1. 対象者 本市に在住し、認可保育所等を利用している0～2歳クラスの児童
2. 計算方法
4月分 $4\text{月分保育料} \times (\text{自粛要請期間の登園日数} + 20\text{日}) \div 25$
5月分 $5\text{月分保育料} \times (\text{自粛要請期間の登園日数} + 12\text{日}) \div 25$

(例) 4月分保育料が26,000円で4月24日以降の出席日数が2日の場合
日割り後の保育料 $26,000\text{円} \times (2\text{日} + 20\text{日}) \div 25 = 22,880\text{円}$
日割り計算による軽減額 $26,000\text{円} - 22,880\text{円} = 3,120\text{円}$
この場合、日割り計算による軽減額3,120円を7月分の保育料から差し引きます。

※10円未満の端数は切り捨てとなります。

※市外の保育所等を利用していた場合は、当該施設が所在する市町村の自粛要請期間中の登園日数により計算します。

※各施設が把握している出席日数により算定しますので、保護者の皆様が行う手続きはありません。

3. 返還方法 日割り計算による軽減額を4月分については7月分の、5月分については8月分の保育料から差し引きます。保育料の引落日は毎月28日ですので、引落し後、通帳をご確認ください。

※すでに退所している児童の保育料の返還については、保育料の引き落とし口座に後日振り込みます。

※認定こども園、小規模保育事業所等の施設で保育料を徴収している場合は、施設により返還方法が異なりますので、各施設へお問い合わせください。

【お問合せ】

ひたちなか市福祉部福祉事務所幼児保育課

TEL 029-273-0111